

事件名：ピンク・レディー事件	法分野：肖像権, パブリシティ権
最高裁判所 平成24年2月2日判決 (平成21(受)2056号) 最高裁ホームページ掲載 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202111145.pdf	
<p>【事案の概要】</p> <p>被上告人（一審被告）は、自らが発行する週刊誌「女性自身」中の記事（以下「本件記事」という。）において、著名な女性デュオ「ピンク・レディー」を結成していた芸能人である上告人ら（一審原告ら）の写真14枚（以下「本件写真」と総称する。）を掲載した。本件写真は、かつて上告人らの承諾を得て被上告人側のカメラマンにより撮影されたものであるが、上告人らは、本件写真の本件雑誌への掲載は承諾していなかった。</p> <p>本件記事は「ピンク・レディー de ダイエット」と題し、白黒グラビア3頁で、ピンク・レディーの代表的な楽曲5曲の振り付けを演じるというダイエット方法を紹介するものである。本件写真のおおまかな使用状況は、①記事の見出し部分に1枚、②振り付けの説明部分に楽曲ごとに1枚（計5枚）、③水着姿1枚、④過去の活動を紹介する部分に7枚であった。</p> <p>上告人らは、被上告人による本件写真の掲載行為が、上告人らの肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利（いわゆるパブリシティ権）を侵害するとして、不法行為に基づき、186万円の損害賠償を求めた。第1審（東京地判平成20年7月4日判時2023号152頁）は請求を棄却し、控訴審（知財高判平成21年8月27日判時2060号137頁）は控訴を棄却したため、上告人らは上告受理申立てを行った。</p> <p>なお、違法性判断基準について、控訴審を担当した知的財産高裁は、 <u>「著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって、その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはその入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきもの」ということができる。」</u> と述べる一方、被告側の主張していた <u>「その使用行為の目的、方法及び態様を全体的かつ客観的に考察して、その使用行為が当該芸能人等の顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的とするものであるといえるか否かにより判断すべきである」という「専ら利用目的」基準については、</u> <u>「出版等につき、顧客吸引力の利用以外の目的がわずかでもあれば、そのほとんどの目的が著名人の氏名・肖像による顧客吸引力を利用しようとするものであったとしても、「専ら」に当たらないとしてパブリシティ権侵害とされることがないという意味のものであるとすると、被控訴人の主張もまた、一面的に過ぎ、採用し得ない」というべきである。」</u> と排斥していた。</p>	
<p>【争点】（最高裁が新たな判断を示した点）</p> <p>① パブリシティ権の定義 ② パブリシティ権侵害による不法行為の成立要件</p>	
<p>【判旨】（結論：上告棄却）</p> <p>争点①（パブリシティ権の定義）について：</p> <p>判決はまず、「人の氏名、肖像等（以下、あわせて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」とする従来の判例の考え方を繰り返して述べた。</p> <p>※ 氏名については最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁（NHK日本語読み訴訟上告審判決）を、肖像については最判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁（京都府学連デモ事件）、最判平成17年11</p>	

月10日民集59巻9号2428頁（法廷イラスト画事件）を、それぞれ引用している。

そして、次のようにパブリシティ権を定義した。

「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。」

争点②（パブリシティ権侵害による不法行為の成立要件）について：

判決は、「肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。」とした上で、肖像等を無断で使用する行為が、パブリシティ権を侵害し、不法行為法上違法となる要件について、以下のように述べ、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」という違法性判断基準を採用しつつ、同基準を満たすと考えられる3つの使用態様を示した。

- ① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、
 - ② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、
 - ③ 肖像等を商品等の広告として使用する
- など、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」

そして、本件雑誌における本件写真の使用については、

- ・ 本件写真中の上告人らの肖像の肖像が顧客吸引力を有することを認めつつ、
- ・ 本件写真は、ダイエット法を解説し、これに付随して子供の頃に振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するに当たって、読者の記憶を喚起するなど、「本件記事の内容を補足する目的で使用されたもの」というべきである」として、

被上告人が本件各写真を上告人らに無断で本件雑誌に掲載する行為は、専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、不法行為法上違法であるということとはできない。と判示し、パブリシティ権の侵害による不法行為の成立を否定した。

なお、金築誠志判事は、上記の要件に関し、以下の趣旨の補足意見を述べている。

（1）「専ら」要件について

- ・ 例えば肖像写真と記事が同一出版物に掲載されている場合、写真の大きさ、取り扱われ方等と、記事の内容等を比較検討し、記事は添え物で独立した意義を認め難いようなものであったり、記事と関連なく写真が大きく扱われていたりする場合には「専ら」といってよく、この文言を過度に厳密に解することは相当でない。

（2）例示された三類型について

- ・ 上記三類型は、パブリシティ権の侵害を認めてよい場合の大部分をカバーできるものとなっている。
- ・ これらの類型以外のものについても、これに準ずる程度に顧客吸引力を利用する目的が認められる場合に限定することになれば、パブリシティ権の侵害となる範囲は、かなり明確になる。

【コメント等】

本判決は、パブリシティ権の積極的に言及した初の最高裁判例である。パブリシティ権侵害による不法行為の違法性判断基準が「専ら利用目的」として一定程度明確化された点は、実務上重要と思われる。

金築判事の補足意見は示されているものの、「専ら利用目的」基準の採用により不法行為の成立する場合がかなり限定されたとの評価も可能である。